

住民基本台帳の一部の写しの閲覧をご希望のお客様へ（申込方法）

住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の公布に関する省令の一部を改正する省令（平成18年総務省令第109号）及び住民基本台帳の一部の閲覧についての公益性の判断に関する基準（平成18年総務省令告示）が公布され、平成18年11月1日から施行されたことに伴い、公益性が高いと認められる調査研究等や公共的団体が行う地域住民のための福祉活動、営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別な事由がある場合以外の閲覧はできなくなりました。

また、毎年少なくとも1回、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況について公表することになりました。

つきましては、法律の整備に伴い、当市の住民基本台帳の一部の写しの閲覧についての申し込み方法を以下の通り定めましたので、閲覧をお申し込みの際にはご注意くださいようお願い申し上げます。

記

1 閲覧予定日の予約

事前に電話で閲覧したい日を予約してください。その際には法人名、個人名、国又は地方公共団体名、連絡先の電話番号、担当者名もお知らせください。

2 事前準備書類

下記の書類を事前にご準備いただき閲覧日前に当市に到着するようにご送付ください。

- (1) 会社・法人の登記簿の写し
- (2) プライバシーポリシー（個人情報の取り扱い方針）など個人情報保護法を踏まえた事業者としての対応の分かる資料の写し
- (3) 住民基本台帳閲覧請求書（国又は地方公共団体による請求は様式1号、個人又は法人による請求は様式2号）
- (4) 閲覧請求理由で述べられた調査研究等の成果がわかる資料

書類審査の結果によっては閲覧をお断りする場合がございますのでご了承ください。

3 閲覧日当日

- (1) 来庁する際には当該閲覧者に送付した回答書をお持ちいただき、運転免許証やパスポートの官公署発行の顔写真付き身分証明書（閲覧者が国又は地方公共団体の職員の場合、職員たる身分を示す証明書も）を提示するようお願いいたします。
- (2) 閲覧台帳は集落単位に生年月日順に並べられています。必要な住民データは当市所定の用紙に書き写してください。（1枚あたり30名まで記入可能）
料金は1名書き写す毎に300円かかります。
- (3) 閲覧時間は午前9時から午後5時までで、閲覧者は1申請につき1名に限ります。
- (4) 閲覧は、市民課職員の指示に従っていただき、閲覧する台帳を所定の場所以外に持ち出さないようにお願いします。

〒389-2292
長野県飯山市大字飯山1,110番地1
飯山市役所 市民課市民係
0269-62-3111 内線151
FAX0269-81-1021